

《必要な添付書類》

住宅用家屋証明申請書に、必要な書類を添付して申請してください。

	新築住宅	建売住宅 (分譲マンション)	中古住宅
<input type="checkbox"/> 確認済証又は検査済証	○	○	—
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書			○
<input type="checkbox"/> 登記完了証（書面申請）及び登記申請書副本又は登記受領証 <input type="checkbox"/> 登記完了証（電子申請）※注1	○ (いずれか)	○ (いずれか)	—
<input type="checkbox"/> 住民票	○	○	○
<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 売渡証書(譲渡証明書) <input type="checkbox"/> 競落の場合、代金納付期限通知書	—	○ (いずれか)	○ (いずれか)
<input type="checkbox"/> 家屋未使用証明書(原本)	—	○	—

以下は該当する場合に添付してください。

認定長期優良住宅の場合			
<input type="checkbox"/> 認定通知書	○	○	—
認定低炭素住宅の場合			
<input type="checkbox"/> 認定通知書	○	○	—
未入居の場合			
<input type="checkbox"/> 入居する旨の申立書(原本)	○	○	○
<input type="checkbox"/> 現住居の処分方法がわかる書類※注2	○	○	○
中古住宅で新耐震基準を満たしている家屋の場合 ※昭和57年1月1日より前に建築された建築物の場合に必要 ※注3 ※いずれも取得日前2年以内に証明、評価、契約したものに限り			
<input type="checkbox"/> 耐震基準適合証明書(原本) <input type="checkbox"/> 住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書	—	—	○ (いずれか)
抵当権設定登記の場合			
<input type="checkbox"/> 金銭消費貸借契約書 <input type="checkbox"/> 債務保証契約書等	○	○	○
併用住宅の場合			
<input type="checkbox"/> 居宅部分が建物全体の90%を超えることが確認できる書類(平面図、床面積算定書等)			
区分所有建物の場合			
<input type="checkbox"/> 耐火建築物又は準耐火建築物に該当することがわかる書類 ※注4	○	○	○
<input type="checkbox"/> 低層集合住宅に該当する旨の認定証	○	○	○

※注1 登記完了証が「登記・供託オンライン申請システム」から取得した登記官の印のないものの場合、土地家屋調査士又は司法書士による「登記・供託オンライン申請システムから印刷したものに相違ない」旨の証明(職印の押印)が必要です。

※注2 現在居住している家屋の処分方法のわかる、以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・売却する場合→売買契約書の写し、媒介契約書の写し
- ・賃貸する場合→賃貸借契約書の写し、媒介契約書の写し
- ・借家・社宅等の場合→賃貸借契約書の写し、使用許可証の写し
- ・親族が居住する場合→当該親族の登記簿謄本、又は現家屋に申請者が今後居住しない旨の親族の申立書
- ・取り壊す場合→取り壊し工事契約書

※注3 令和4年4月1日から、建築後年数に関する要件に変更が生じました。詳しくはお問い合わせください。

※注4 登記事項証明書、登記完了証又は登記済証で耐火建築物又は準耐火建築物に該当することが確認できれば提出は不要です。